

## リース契約約款

以下の契約約款では、契約者様であるお客様を「甲（＝賃借人）」、中央特車有限会社を「乙（＝賃貸人）」とする。

### 第1条（リース契約）

乙は、本契約に定めるところにより、甲が選定したリース自動車（以下「リース自動車」という。）を甲にリース（貸渡）し、甲はこれを借り受ける。甲及び乙は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の諸法令を遵守する。

甲又は本契約に関して取引に当たる甲の役員又は従業員等（以下「取引担当者」という。）は、本契約に犯罪による収益の移転防止に関する法律の適用がある場合、同法に基づく取引時確認に直ちに応じる。甲又は取引担当者が当該確認に応じない場合、乙は、同法に基づき、本契約に基づく乙の義務の履行を拒むことができ、これについて甲に対し何らの責任を負わないものとする。

リース自動車に係る自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書その他の官公庁発行の書面（以下「自動車検査証等」という。）上の所有者は乙とし、自動車検査証等上の使用者は甲とする。

なお、甲は、リース自動車の使用者に課せられる法令上的一切の責任を負担するものとする。

本契約は、本契約及び法令に定める場合又は甲と乙が書面により合意した場合を除き、リース期間の途中での解除又は解約ができないものとする。

### 第2条（自動車の引渡し）

乙は、乙又は乙の指定する者を介して、甲にリース自動車を引き渡す。

甲は、リース自動車の引渡しを受けた後、直ちにこれを点検、確認の上、乙所定の契約車両受取証を遅滞なく乙に交付する。

甲は、リース自動車の選定に関して錯誤があったことを理由として、リース自動車の引渡しを受けることを拒むことはできないものとし、当該錯誤に関して、乙は何ら責任を負わないものとする。

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、登録の遅延、自動車供給者の引渡し遅延、その他乙の責に帰し得ない事由によるリース自動車の引渡し遅延又は引渡し不能の場合、乙は責を負わないものとする。

甲が正当な理由なくリース自動車の引渡しを拒み又は甲の責に帰すべき事由により乙がリース自動車を引き渡すことができず、乙が7日間の期限を定めて引渡しを受けることを催告したにもかかわらず、この期間内に甲がこれに応じない場合は、乙は通知のみで、本契約を解除することができるものとし、この場合第20条第2項又は第3項を準用する。

### 第3条（リース期間）

リース期間は、別表記載のとおりとし、開始日及び納車日は契約車両受取証記載のとおりとする。

### 第4条（リース料及び支払方法）

リース料は、別表記載のとおりとし、リース料に含まれる費用等も別表記載のとおりとする。

甲は、消費税法の税率に基づく消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税額等」という。）を

リース料に付加して乙に支払うものとする。

リース料の支払方法は別表記載のとおりとする。なお、振替、振込手数料は甲の負担とし、振替通知及び領収書発行は省略するものとする。

甲は、リース期間中、理由の如何を問わず、乙に対するリース料その他本契約に基づく債務の減免又は弁済の猶予を受けることはできないものとする。

甲は、乙に対するリース料その他本契約に基づく債務と乙に対して有する債権とを相殺することはできないものとする。

#### 第5条（費用の変動及び追加並びに各種事務手数料）

甲は、次の各号の事由により費用の増加又は追加が生じた場合は、その増加又は追加した費用相当額を乙に支払うものとし、その支払方法については、乙が決めるものとする。

- ①公租公課及び自動車損害賠償責任保険料の変更。
- ②法令の制定、改廃、又は官公庁の指示、命令等。
- ③甲の申し出によるリース自動車の仕様変更、整備、部品の取付又は交換等。

#### 第6条（自動車の登録等）

甲は、乙が一般財団法人自動車検査登録情報協会もしくは一般社団法人全国軽自動車連合会等からリース自動車の検査登録情報の提供を受け、リース自動車の管理を目的として利用、活用することについて、あらかじめ異議なく承諾する。

乙が商号もしくは住所を変更し、又は合併もしくは会社分割したこと等により、変更登録、移転登録、自動車検査証記入申請等の手続きを行う必要が生じた場合は、甲はこれらの手続きに協力するものとする。

甲は、名称、住所もしくはリース自動車の使用の本拠の位置を変更し、又は乙の承諾を得てリース自動車の用途その他の自動車検査証等の記載事項を変更した場合は、法令の定めに従い、速やかに自動車検査証記入申請等の手続きを行うものとする。また、変更登録が必要な場合には、乙が行う変更登録の手続きに協力するとともに、変更登録に係る費用を負担するものとする。

#### 第7条（自動車の使用・保管）

1 甲は、リース自動車の引渡しを受けたときからリース自動車を乙に返還するまでの間、本契約を遵守し、善良な管理者の注意をもってリース自動車を使用、保管し、警察署長の証明を受けた又は警察署長に届け出た保管場所がある場合は、当該保管場所においてリース自動車を保管するものとする。

2 リース自動車の使用、保管に際しては、法令の定め、官公庁の規則並びにリース自動車の取扱説明書及びメンテナンスノート（整備手帳）等の指示を遵守し、リース自動車の危険性等に関する記載があるときは、甲の責任において当該危険性等に起因する危険の防止に必要な措置を講ずるものとする。

3 甲の契約が法人契約の場合は、取引担当者にリース自動車を使用、保管させ、取引担当者に対し、本契約に定める甲の義務を遵守させ、取引担当者による義務違反について、一切の責任を負うものとする。

4 甲は、リース自動車が常時正常な使用状態及び十分な機能状態を保つよう、保守、点検、整備

を行うものとし、リース自動車に異常が生じたとき又はリース自動車が損傷を受けたときは、その原因及びその程度の如何を問わず修繕、修復を行うものとする。

5 リース自動車（リース自動車に設置された機器等を含む。）の使用、保管、保守、点検、修繕、整備等に関する一切の費用及び公租公課は、別表記載のリース料に含まれる費用及びリース自動車の損傷に関して保険会社から支払われる保険金により填補される費用を除き、すべて甲の負担とする。

6 甲は、乙又は乙の指定する者がリース自動車の使用状況及び保管状況に関する説明もしくは資料の提出等を求めたとき、又はリース自動車の使用状況及び保管状況を検査するためにリース自動車の使用の本拠の位置又は保管場所への立入りを求めたときは、異議なくこれに応じる。

#### 第8条（契約用途）

リース自動車の用途は、別表記載の契約用途のとおりとし、甲はこれを遵守してリース自動車を使用する。

契約用途に反してリース自動車を使用した場合、乙はただちに本契約を解除することができる。

#### 第9条（禁止行為）

甲は、リース自動車を第三者に譲渡、転貸、担保差入れ、その他乙の所有権を侵害するような行為をしないものとする。

甲は、リース自動車の使用にあたっては、取扱説明書記載の取扱方法と異なる不適切な方法での使用、及び仕様の限度を超える酷使（レース、ラリー等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積載、乗車定員超過、走行速度超過等）を行わないものとする。

甲は、日本国内でのみリース自動車を使用するものとし、日本国外にリース自動車を持ち出すことはできないものとする。

甲は、乙の事前の書面による承諾を得なければ、次の行為をできないものとする。

①リース自動車の改造、構造変更等を行い、又はリース自動車に特別仕様部品、機器類を脱着する等、リース自動車の原状を変更すること。

②リース自動車の用途その他の自動車検査証等の記載事項（甲の名称、住所、リース自動車の使用の本拠の位置を除く。）を変更すること。

#### 第10条（リース自動車の品質等の不適合）

リース自動車の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他リース自動車につき甲が必要とする一切の事項を含む。）がこの契約の内容に適合していない（以下「リース自動車の品質等の不適合」という。）場合においても、乙はその修補及びそれに起因する損害の賠償等（以下「修補等」という。）について、一切の責を負わないものとする。

リース自動車の引渡後、リース自動車の品質等の不適合が発見されたときは、メーカーによる保証の範囲内であれば、甲はメーカーに対して直接、修補等を請求できるものとする。なお、修補範囲、条件については自動車の保証書の定めに従うものとする。

甲は、本条の規定に基づいてメーカーに対し修補等を請求する場合においても、リース料その他本契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることはできないものとする。

### 第11条（通知・報告義務）

- 1 甲は、次の各号の事由が発生したときは、直ちに書面によりこれを乙に通知するものとする。
  - ①リース自動車の品質等の不適合が発見されたとき。
  - ②リース自動車に関して交通事故が発生したとき。
  - ③リース自動車に滅失、毀損、損傷等の事由が発生したとき。
  - ④リース自動車の使用、保管に起因して人的損害、又は物的損害が発生したとき。
  - ⑤リース自動車を詐取又は盗難されたとき。
- ⑥甲の氏名又は名称もしくは住所、又はリース自動車の使用の本拠の位置もしくは保管場所を変更したとき。
- ⑦本契約に犯罪による収益の移転防止に関する法律適用がある場合において、同法に基づき甲又は取引担当者が乙に申告した事項に変更があったとき。
- 2 甲は、甲について次の各号の一つにでも該当するときは、その旨を直ちに書面により乙に通知するものとする。
  - ①住所、勤務先、氏名、商号、代表者、電話番号、メールアドレス等又は法令に基づき乙に申告した事項を変更したとき。
  - ②合併、会社分割、資本金もしくは準備金の額の減少、主要株主その他の実質的支配者の変動があったとき、その他に重要な事項に変更があったとき。
  - ③第20条第1項第3号から第10号までの事実が発生し、又はそのおそれがあるとき。
  - ④本契約の条項、又は本契約以外の甲乙間の契約の条項の一つにでも違反したとき。
- 3 甲は、乙から申入れがあったときは、自己の事業、財産、収入の状況を説明し、源泉徴収票、毎決算期の計算書類その他乙の指定する関係書類を乙に提供する。

### 第12条（自動車保険）

- 1 本契約に関する自動車保険の取扱いについては、次の各号のとおりとする。
  - ①甲は、自らの責任と費用負担において別表記載の自動車保険契約を締結し、リース期間中これを継続するものとし、乙の求めがあるときは保険証券の写しを直ちに乙に提出するものとする。この場合、当該保険契約の締結について、乙は、何ら責任を負わない。
  - ②前号で締結する自動車保険契約のうち、車両保険については、乙を被保険者とするものとする。
  - ③自動車保険契約により補填されない損害（免責額を含む。）については、その一切を甲が負担するものとする。
- 2 自動車保険契約に関する取決めは、保険会社の約款及び取扱規定に従うものとする。

### 第13条（点検、継続検査）

- 1 甲はリース期間中、リース自動車の自動車検査証の有効期間が満了する場合には、継続検査（車検）のためにリース自動車を乙に預けなければならない。甲は、自動車検査証の有効期限が満了する日の30日前までに乙に連絡し、継続検査を受ける日時について協議したうえで、決定した日時に乙の指定する場所にリース自動車を持ち込まなければならない。
- 2 継続検査に要する費用のうち、重量税、自賠責保険料、印紙代は乙が負担し、その他の費用（車検整備費用、車検代行手数料、特定自主検査費用、乙が修理・交換を要すると判断した部品代、乙が交換を要すると判断した消耗品代、その他すべての費用）は甲が負担する。

継続検査の際に乙が交換を要すると判断した消耗品のうち、オイル及びタイヤの費用は乙が負担するものとし、それ以外の費用は甲が負担するものとする。

3 甲は、継続検査によってリース自動車を使用できない期間があっても、乙に対するリース料の支払いを免れないものとする。

#### 第14条（事故処理）

1 事故発生の際には、道路交通法第72条に基づき、甲は、自らもしくはリース自動車の運転者をして、直ちに事故現場における危険防止措置、並びに負傷者の救護措置を講じると共に、最寄りの警察署に届け出るものとする。

2 前項の場合、甲は、直ちに事故の内容を乙に書面で報告し、リース自動車が事故により損傷を受けたときは、第7条第5項に基づき、その損傷を修繕、修復するものとする。

#### 第15条（損害賠償等）

リース自動車の使用、保管等に起因（詐取又は盗難されたリース自動車に起因する場合を含む。）して第三者との間で紛争が生じたときは、甲の責任と費用負担において解決し、当該解決に必要な民事上及刑事上的一切の手続きは甲が行うものとする。

リース自動車の使用、保管等（詐取又は盗難されたリース自動車に起因する場合を含む。）又は甲の責に帰すべき事由に起因して、乙又は第三者に損害（乙が第三者からの損害賠償請求に基づき賠償した賠償金相当額、及び弁護士費用その他の賠償に要した一切の費用を含む。）が発生した場合、甲は、甲の責任と費用負担においてこれを賠償するものとする。

#### 第16条（リース自動車の滅失・毀損）

1 甲がリース自動車の引渡しを受けてから、リース自動車を乙に返還するまでの間に、盗難、火災、風水害、地震、部品の供給停止その他の甲乙いずれの責任にも帰さない事由によって生じたりース自動車の滅失、毀損その他の一切の危険は、すべて甲が負担するものとする。

2 甲は、リース自動車を詐取又は盗難されたときは、速やかに被害届又は盗難届等を警察署に提出するものとする。

3 リース自動車を詐取もしくは盗難され、又は滅失（所有権の侵害を含む。）、もしくは毀損、損傷して修理が不能となったときは、乙は、甲に通知して、本契約を終了させることができる。この場合、甲は、乙に対して、別表記載の規定損害金を、直ちに乙に支払うものとする。

4 リース自動車の損傷に関して保険会社から支払われる保険金は、リース自動車の所有者である乙に帰属し、甲が当該保険金の支払いを受けたときは、甲は、直ちにこれを乙に引き渡す。

5 第3項に基づき本契約が終了する場合において、乙が前項の保険金を受領したときは、乙は、受領した保険金を規定損害金債務に充当する。

6 第3項に基づき本契約が終了する場合において、甲が乙にリース自動車を返還したときは、乙は、一般財団法人日本自動車査定協会もしくは乙が相当と認める方法により、返還リース自動車の査定を行い、その評価額（以下「返還自動車評価（査定）額」という。）をリース自動車の規定損害金債務に充当する。ただし、保険会社との協議により、リース自動車を保険会社に引き渡す場合は、この限りではないものとする。なお、乙が、保険金額や返還自動車評価（査定）額を差し引く前の規定損害金の即時弁済を請求した時は、請求があり次第、甲は直ちに保険金額や返還自動車評

価（査定）額を差し引く前の規定損害金全額を乙に支払う。なお、仮に返還自動車評価（査定）額が規定損害金の額を上回る場合でも、甲は乙に対しその差額の請求はできないものとする。

#### 第17条（権利の移転、保全等）

乙は、本契約に基づく権利（賃貸人たる契約上の地位及びリース自動車の所有権を含む。）を第三者に譲渡し、又は担保に供することができるものとし、甲は、これについてあらかじめ異議なく承諾する。

甲は、乙が本契約に基づく乙の権利（リース自動車の所有権を含む。）を守るため、もしくは当該権利を回復するため、又は第三者からの苦情申立てを受けたため、必要な措置をとったときは、乙が支出したリース自動車の移送費用、保管費用、口座振替再振替費用、催告費用、訴訟費用、弁護士費用等の一切の費用を、乙の請求があり次第、直ちに乙に支払うものとする。

乙が甲に対し、リース自動車に乙の所有権を明示する表示、標識等を設置するよう通知したときは、甲は異議なくこれに応じる。

#### 第18条（特約事項）

別表記載の特約は、本契約の他の条項に優先して適用され、本契約と異なる合意はここに記載するか、別に書面で甲及び乙が合意しなければ効力はないものとする。

#### 第19条（準拠法）

本契約の準拠法は、日本法とする。

#### 第20条（契約の解除等）

1 甲が次の各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、乙は、何らの催告なく通知のみで本契約を解除することができるものとする。

①リース料の支払い、又は本契約以外の甲乙間の契約に基づく乙に対する金銭債務の支払いを1回でも怠り7日間の期間を定めて支払いを催告したにもかかわらず、この期間内に甲が支払わなかつたとき。

②本契約の条項、又は本契約以外の甲乙間の契約の条項の一つにでも違反しあが7日間の期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、この期間内に甲がこれに応じないとき。

③支払いを停止したとき、又は手形、小切手を不渡りもしくは電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたとき。

④仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受けたとき。

⑤特別清算、破産、民事再生、会社更生手続きの申立てを受け、又はこれらの申立てをし、あるいは負債整理のための特定調停の申立て又は私的整理（任意整理）に入ったとき。

⑥公租公課を滞納し、もしくは滞納処分を受け、又は滞納処分を受けるべき事由が生じたとき。

⑦営業の廃止、解散の決議をし、又は官公庁から営業停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。

⑧逃亡又は失踪したとき。

⑨連絡がとれず、所在不明となり又は死亡したとき。

⑩支払いが不能となり、もしくは経営が相当悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事

由があるとき。

⑪リース自動車について必要な保存行為をせず、乙が7日間の期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、この期間内に甲がこれに応じないとき。

2 乙が、前項に基づきこの契約を解除したときは、甲は、リース自動車を乙に返還し、次に定める解除損害金等を直ちに一括して支払うものとする。

①解除損害金 = 規定損害金 - 返還自動車評価（査定）額 + 処分のために要する費用及び解約事務手数料

②甲は、当該解除損害金とは別に、本来支払うべき未払リース料についても、直ちに乙に支払うものとする。なお、一部弁済の場合には、乙は、当該未払リース料に充当するものとする。

③甲は、リース自動車が永久抹消登録（解体）となる場合は、自動車リサイクル法に基づく自動車リサイクル料相当額をあわせて乙に対して支払うものとする。

3 乙が、返還自動車評価（査定）額を差し引く前の解除損害金の即時弁済を請求した時は、請求があり次第、甲は直ちに返還自動車評価（査定）額を差し引く前の解除損害金全額（規定損害金相当額、及び、処分のために要する費用及び解約事務手数料）を乙に支払う。また、乙がリース自動車の保全のためリース自動車の引渡しを求めたときは、甲は直ちにリース自動車を乙に引き渡す。なお、仮に返還自動車評価（査定）額が解除損害金の額を上回る場合でも、甲は乙に対しその差額の請求はできないものとする。

## 第21条（リース自動車の返還）

1 リース期間の満了、又は第20条第1項に定める解除により本契約が終了したときは、甲は、リース自動車の通常損耗その他乙が承諾したものを除き、リース自動車を原状に修復（カーナビゲーションシステムその他情報機器に登録されている情報の消去を含む。）し、リース自動車の鍵、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書とあわせて、乙の指定する場所で返還するものとする。なお、甲がカーナビゲーションシステムその他情報機器に登録されている情報消去を行わずリース自動車を返還した場合、返還後に当該情報が漏洩したとしても甲の責任と負担において解決するものとし、乙は一切の責任を負わない。

2 リース自動車の返還が遅れた場合に、甲は返還完了まで、遅延日数に応じリース料相当額の損害金を乙に支払うほか、本契約諸条項に従うものとする。

3 甲がリース自動車の返還を遅延した場合において、乙又は乙の指定する者がリース自動車の所在場所からリース自動車を引き揚げることについて予め許諾することとし、甲は、リース自動車の引揚げを妨害し、又は拒むことはできないものとする。なお、リース自動車の返還に要する費用は輸送費を含め甲が負担するものとする。

4 乙が返還を受け又は乙が引き揚げたリース自動車に乙の承諾なく装着された機器等がある場合、又は車内に残置物がある場合、乙は、当該機器等及び残置物を含めてリース自動車を引き取り、これを任意に処分することができるものとする。この場合、甲は乙に対し、当該機器等及び残置物の返還又は損害賠償等の請求をしないものとする。

5 甲が道路運送法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業者である場合、甲は、リース自動車について、乙が抹消登録、移転登録又は変更登録を申請できるように、直ちに道路運送法又は貨物自動車運送事業法に定める事業計画の変更もしくは事業廃止の申請等を行うものとする。

6 乙が甲から返還を受け又は乙が引き揚げたリース自動車を処分し、この契約締結時に施行され

ていない法令（この契約締結時に施行されている法令が改正された場合を含む。）により廃棄等の費用が生じた場合は、乙は甲に当該費用の全部又は一部の負担を求めることができるものとする。

## 第22条（再リース）

1 甲は、リース期間満了の60日前までに、乙に書面で申し入れることができ、乙が承諾した場合にはリース自動車について新たなリース契約を締結することができるものとする。

2 前項に基づき新たに締結するリース契約のリース料、リース期間、支払方法、その他の条件については、甲乙協議のうえ、これを書面にて定めるものとする。なお、新たに書面を取り交わさなかつた場合は、従前の契約内容に従うものとする。

## 第23条（遅延利息）

甲は、本契約に基づき乙に支払うべき金銭の支払いを怠ったとき、又は乙が甲のために立替払いをした費用の償還を怠ったときには、支払うべき金額に対し支払期日、又は立替払日の翌日からその完済にいたるまで、年14.6%の割合による遅延利息を直ちに乙に支払うものとする。

## 第24条（反社会的勢力の排除）

1 甲は、乙に対し、本件契約時において、甲（甲が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲は、乙が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

3 乙は、甲が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。

4 乙が、前項の規定により、本契約を解除した場合には、乙はこれによる甲の損害を賠償する責を負わない。

## 第25条（合意管轄裁判所）

甲と乙は、本契約について訴訟又は調停の必要が生じたときは、乙の本店の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属管轄裁判所とすることに合意する。

## 第26条（通知の効力）

乙は、甲に対する通知をする必要が生じたときは、第11条に基づく書面による変更の通知のない限り、本契約書の住所欄、氏名欄の記載に従って通知すれば足りるものとする。

甲が、第11条に基づく書面による変更の通知を怠ったため、乙からなされた通知が延着し、又は到着しなかった場合は、その通知が通常到着すべきときに、到着したものとみなす。

甲が不在のため、乙からなされた通知が、郵便局に留置された場合は、その留置期間満了時に、甲にその通知が到着したものとみなす。